

様式第 1 号

堺市校区自治会活動推進補助金交付申請書

年 月 日

○ 区 長 殿

申請者

所在地

(ふりがな)

団体名

(ふりがな)

代表者職氏名

代表者生年月日

代表者住所

堺市校区自治会活動推進補助金について、次のとおり補助を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 金 交 付 額 申 請 額	円
申 請 理 由	
年度当初の校区自治 連合会の加入世帯数	世帯
経理担当者・連絡先	氏名： 連絡先：
添 付 書 類	① 堺市校区自治会活動推進補助金役員情報届出書（様式第 2 号。 法人の場合に限る。） ② 堺市校区自治会活動推進補助金事業計画書（様式第 3 号） ③ 堺市校区自治会活動推進補助金収支予算書（様式第 4 号） ④ 前年度決算書 ⑤ その他区長が必要と認める書類

堺市校区自治会活動推進補助金役員情報届出書

年 月 日

○ 区 長 殿

申請者

団体名

代表者職氏名

堺市校区自治会活動推進補助金交付要綱6の規定により、補助金の交付申請を行うに当たり、次のとおり役員情報を届け出ます。なお、記載内容に変更が生じた場合は、変更の内容及び理由を記載し、その都度、速やかに届け出ます。

《役員情報》

(ふりがな) ()
役員等氏名 :
生 年 月 日 :
住 所 :

(ふりがな) ()
役員等氏名 :
生 年 月 日 :
住 所 :

(ふりがな) ()
役員等氏名 :
生 年 月 日 :
住 所 :

(ふりがな) ()
役員等氏名 :
生 年 月 日 :
住 所 :

《変更の場合：理由》

様式第3号

年度 堺市校区自治会活動推進補助金事業計画書

団体名 ()

事業分類	計 画 内 容 の 説 明
1. 住民相互の交流・連帯事業	
2. 行政・関係団体との連携・協力等事業	
3. 住民の安全・安心に資する事業	
4. 地域会館の維持管理事業	
5. 広報啓発・情報発信等事業	

事業計画の内容を説明するため必要があれば、適宜欄を設けるなど変更すること。

様式第4号

年度 堺市校区自治会活動推進補助金収支予算書

団体名

収 入

(単位 円)

収入の種類	予算額	内 容 説 明 (算 出 基 礎 等)
1	※	
2 堺市補助金		
3		
4		
収入合計		

支 出

(単位 円)

事業		予算額	左のうち堺市補助金充当額	内 容 説 明 (算 出 基 礎 等)
事業分類	1. 住民相互の交流・連帯事業			
	2. 行政・関係団体との連携・協力等事業			
	3. 住民の安全・安心に資する事業			
	4. 地域会館の維持管理事業			
	5. 広報啓発・情報発信等事業			
支出合計			※	

※は、それぞれ一致するものとする。

堺市校区自治会活動推進補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者

様

〇区長

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称 (又は補助事業名)	
補 助 金 交 付 額	円		
交 付 予 定 時 期	金額一括 年 月 分 割 第1回 (又は 月) 第2回 (又は 月) ※ ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更することがある。		

補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ区長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに区長に報告してその指示を受けること。
- (4) 堺市補助金交付規則(平成12年規則第97号)の規定に従うこと。
- (5) 補助事業完了後、別に定める堺市校区自治会活動推進補助金実績報告書を補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に区長に提出すること。
- (6) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく区長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。

様式第 6 号

年度 堺市校区自治会活動推進補助金事業内容変更申請書

年 月 日

○ 区 長 殿

所在地
団体名
代表者職氏名

年度堺市校区自治会活動推進事業について、次のとおり事業内容の変更がありますので、関係書類を添えて申請します。

事業分類	変更前交付額	変更後交付額
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
申請理由		
添付書類	①変更後の事業計画書（様式第 3 号） ②変更後の収支予算書（様式第 4 号） ③その他区長が必要と求める書類	

様式第 7 号

年度 堺市校区自治会活動推進補助金実績報告書

年 月 日

○ 区 長 殿

所在地
団体名
代表者職氏名

堺市校区自治会活動推進補助金について、次のとおり関係書類を添えて、報告します。

補 助 年 度	年度	
交 付 決 定	年 月 日付け通知	第 号
補助金交付決定額	円	
実 績 の 概 要 (内容、効果等)		
添 付 書 類	① 堺市校区自治会活動推進補助金事業実施報告書（様式第 8 号） ② 堺市校区自治会活動推進補助金収支決算書（様式第 9 号） ③ 補助金を充当する経費について、1 回の支払が 1 万円以上の場合は同支払を証する書類の写し ④ 掲示板、防犯カメラ、防犯灯、その他工作物を新たに設置したときは、設置に係る許可を得ていることを証する書類 ⑤ 別表事業分類 3 に該当する「街頭防犯カメラ設置等事業」及び「LED防犯灯設置等事業」を実施した場合は要綱 11（3）で定める書類 ⑥ その他区長が必要と認める書類	

団体名（ ）

事業分類	実施内容の説明
1. 住民相互の交流・連帯事業	
2. 行政・関係団体との連携・協力等事業	
3. 住民の安全・安心に資する事業	【防災訓練の実施】 実施日： 年 月 日（ ） 場所： 参加人数： 内容： 【街頭防犯カメラ】 補助対象経費 円（内、補助金額 円） 【防犯灯】 補助対象経費 円（内、補助金額 円） 【防災用設備等設置事業】 事業内容：
4. 地域会館の維持管理事業	
5. 広報啓発・情報発信等事業	【地域掲示板】 設置台数： 台 設置種別： 設置場所： 【通信環境整備事業】 事業内容：

事業実施の内容を説明するため必要があれば、適宜欄を設けるなど変更すること。

様式第9号

年度 堺市校区自治会活動推進補助金収支決算書

団体名

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	内 容 説 明 (算 出 基 礎 等)
1	※	
2 堺市補助金		
3		
4		
収入合計		

支 出

(単位 円)

事業		決算額	左のうち堺市補助金充当額	内 容 説 明 (算 出 基 礎 等)
事業分類	1. 住民相互の交流・連帯事業			
	2. 行政・関係団体との連携・協力等事業			
	3. 住民の安全・安心に資する事業			
	4. 地域会館の維持管理事業			
	5. 広報啓発・情報発信等事業			
支出合計			※	

※は、それぞれ一致するものとする。

堺市校区自治会活動推進補助金確定通知書

第 号
年 月 日

申請者

様

○区長

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、堺市校区自治会活動推進補助金実績報告書の審査結果に基づき、次のとおり確定したので通知します。

補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称 (又は補助事業名)	
補助金交付決定額		円	
補 助 金 確 定 額		円	

堺市校区自治会活動推進補助金交付請求書

年 月 日

○ 区 長 殿

所在地
団体名
代表者職氏名

堺市校区自治会活動推進補助金について、次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度	補 助 金 の 名 称 (又は補助事業名)	
交 付 決 定 通 知		年 月 日	付け通知	第 号
補 助 金 交 付 決 定 額		円		
確 定 通 知		年 月 日	付け通知	第 号
補 助 金 確 定 通 知 額		円		
内 訳	既 受 領 額	円		
	今 回 請 求 額	円		
	残 額	円		

注意

補助金の交付請求の期日は次のとおりとする。

(1) 確定払の場合

補助金の額の確定通知を受けた日から起算して 1 5 日以内

(2) 概算払の場合

補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 1 5 日以内

堺市校区自治会活動推進補助金精算書

年 月 日

○ 区 長 殿

所在地
団体名
代表者職氏名

年度堺市校区自治会活動推進補助金について、下記のとおり精算します。

記

概算払額 円

精 算 額 円

不 用 額 円

堺市校区自治会活動推進補助金返納・返還命令通知書

第 号
年 月 日

申請者

様

○区長

年 月 日付けで交付決定・確定通知した下記の補助金について、次のとおり返納・返還するよう通知します。

返納・返還すべき金額	円
返納・返還期限	年 月 日まで
返納・返還方法	別紙返納通知書による。

補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称 (又は補助事業名)	
交 付 決 定 通 知	年 月 日付け通知		第 号
補助金交付決定額	円		
確 定 通 知	年 月 日付け通知		第 号
補助金確定通知額	円		
補助金の既交付額	年 月 日交付		円
	年 月 日交付		円
	計		円
返 納 ・ 返 還 事 由			

- 1 交付決定通知・補助金交付決定額・確定通知・補助金確定通知額は、それぞれ堺市補助金交付規則(平成12年規則第97号)第9条第1項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第18条第1項の規定による交付決定若しくは補助金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は、取消し後又は変更後のものを記入すること。
- 2 堺市補助金交付規則第18条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので、速やかに返還すること。
- 3 補助金の返納又は返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付することになるので、速やかに返納又は返還すること。